

静岡県告示第280号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
熱海大仁線	伊豆の国市浮橋字横谷間1602番の1地内	令和2年3月31日

=====

静岡県告示第281号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
301号	湖西市太田字半縄田522番の6から 湖西市太田字割田447番の15まで	令和2年3月31日